ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　特に違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

福島潟鳥獣保護区

二　区域

新潟県新潟市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新潟県新潟市及び新発田市にまたがり阿賀野川と加治川に挟まれた新潟平野の最低部に位置する約百六十三ヘクタールの潟湖であり、ガンカモ類及びハクチョウ類が毎年一万羽程度越冬し、渡り鳥の越冬地として全国でも最大級の規模を持つ。特に、環境省が作成したレッドリストに掲載されている準絶滅危惧種のオオヒシクイは、毎年五千羽以上の越冬が確認されている。また、同レッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びオオワシ並びに準絶滅危惧のマガンの越冬も確認されている。

このように、当該区域はオオヒシクイを始め多くの渡り鳥の越冬地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類及びハクチョウ類の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ハ　違法捕獲防止及び制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ニ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみ散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

ホ　国指定鳥獣保護区管理棟「雁晴れ舎」等を活用し、鳥獣の生息に影響を与えない範囲で環境学習の場として活用を図る。

○環境省告示第百十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

涸沼鳥獣保護区

二　区域

茨城県鉾田市並びに東茨城郡茨城町及び大洗町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、茨城県の中央部に位置し、鉾田市、茨城町及び大洗町にまたがる涸沼及びその周辺水田で構成されている。涸沼には涸沼川、大谷川等が流れ込み、那珂川を経由して太平洋に流れ出る。海まで約十キロメートルであり、満潮時には海水が逆流する汽水湖となっている。

鳥類は八十八種以上が確認されており、冬季にはマガモ、スズガモ等のカモ類が毎年概ね一万羽以上渡来し、涸沼及び周辺湿地並びにその周辺に広がる水田を、採餌や休憩の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特にスズガモは、東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える五千羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。猛禽類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のオオワシが毎年定期的に越冬するほか、準絶滅危惧種のオオタカ等の生息が確認されている。

このように、当該区域は、多くの渡り鳥の越冬地、休息地等として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめとするガンカモ類の良好な生息環境が維持されるとともに、持続可能な利用が促進されるよう、関係地方公共団体、地域住民等と連携協力し、適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ハ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ニ　鳥類の生息に影響を与えない範囲で、環境学習の場として活用を図る。

○環境省告示第百十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、涸沼鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

涸沼特別保護地区

二　区域

茨城県鉾田市並びに東茨城郡茨城町及び大洗町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、茨城県の中央部に位置し、鉾田市、茨城町及び大洗町にまたがる涸沼及びその周辺湿地で構成されている。涸沼には涸沼川、大谷川等が流れ込み、那珂川を経由して太平洋に流れ出る。海まで約十キロメートルであり、満潮時には海水が逆流する汽水湖となっている。

鳥類は八十八種以上が確認されており、冬季にはマガモ、スズガモ等のカモ類が毎年概ね一万羽以上渡来し、涸沼及び周辺湿地並びにその周辺に広がる水田を、採餌や休憩の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特にスズガモは、東アジア地域個体群全体の一パーセントを超える五千羽程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。猛禽類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のオオワシが毎年定期的に越冬するほか、準絶滅危惧種のオオタカ等の生息が確認されている。

このように、当該鳥獣保護区の中でも涸沼及びその周辺湿地は、カモ類の採餌や休息の場、ねぐら等に利用されていることから、特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめとするガンカモ類の良好な生息環境が維持されるとともに、持続可能な利用が促進されるよう、地方公共団体、地域住民等と連携協力し、適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ハ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ニ　鳥類の生息に影響を与えない範囲で、環境学習の場として活用を図る。